

未利用口座管理手数料の取扱について

株式会社 沖縄銀行
(2021年5月6日現在)

当行では、2021年5月6日以降に新規口座開設された以下の預金口座に未利用口座管理手数料を新設させていただきます。同手数料の詳細は次のとおりとなりますので、内容をご確認ください。なお、次に定める以外の事項については普通預金規定に従うものとします。

1. (未利用口座となる口座)

最後のお預入れまたは払戻し(該当普通預金のお利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除きます。)から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しが無い普通預金口座(総合口座・無利息型口座を含みます。)を未利用口座としてお取扱いします。

2. (未利用口座管理手数料について)

未利用口座管理手数料は、年間1,200円(消費税等別途)とします。ただし、事前のご案内を差し上げる時点で、次に該当する場合は未利用口座管理手数料の対象外です。(手数料は必要ございません)

- (1) 残高が1万円以上である場合。
- (2) 定期預金の利息受取口座である場合。
- (3) 投資信託・国債の残高が1円以上ある場合の指定預金口座。
- (4) 当行でのお借入返済口座。

※盗難、紛失などによりご利用が停止されている口座も未利用口座管理手数料の対象となりますのでご注意ください。

3. (未利用口座から管理手数料をいただくまでの流れについて)

- (1) 未利用口座管理手数料の対象となった口座をお持ちのお客さまへ、事前に文書等にて、お届けのご住所、ご連絡先にご案内を差し上げます。
- (2) ご案内にて指定する一定期間(約3ヶ月)以内に、再度ご利用されるか、ご解約されますと、未利用口座管理手数料は掛かりません。
- (3) ご案内にて指定する一定期間(約3ヶ月)経過後におきましても、ご利用もしくはご解約のお手続きのない未利用口座に対しましては、未利用口座管理手数料の引落しをさせていただきます。なお、ご案内および引落しは、毎年、当行所定の時期に行います。

※送付した「ご案内」が延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

※未利用口座管理手数料の取扱について変更がある場合は、ホームページ等でお知らせします。

4. (口座の解約)

(1) 未利用口座の口座残高が未利用口座管理手数料の金額に満たない場合は、当該口座残高を、未利用口座管理手数料の一部として申しつけたのち、同口座を解約します。この場合、預金者は、未利用口座の口座残高以上の支払義務を負わないものとします。

(2) 前項による口座解約にともないお客さまに生じた損害については、当行は責任を負いません。

5. (未利用口座管理手数料の返却等)

(1) 引落とし済みの未利用口座管理手数料は返却致しません。

(2) 解約した口座の再利用の求めには応じません。

以上